

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 8 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市水道局は、委託先業者において発生した内部労務管理上の不手際を、市民の被害（検針業務の不備および二次被害）として把握しているにもかかわらず、当該業者の組織的な改善指導を怠っている。さらに、労働局のあっせん等を通じた解決の機会さえも委託先が拒絶している現状を容認し、公的な監督責任を果たさないまま当該業者との契約を継続・維持している。

本件は単なる業務上のミスではなく、委託先の労務管理能力およびコンプライアンス体制の重大な欠如に起因するものである。行政には、委託業者が住民の生活に直結する業務を行うに足る「適格性（組織としての信頼性）」を有しているかを確認・監督する義務がある。不祥事の隠蔽体質や労働トラブルを放置する業者に公務を委託し続けることは、行政の監視義務違反であり、また、市民の平穏な生活権を脅かす組織を公金で維持し続けるという点で、著しく不当である。

本来、住民との対話による円滑な解決が可能な事案に対し、行政が不適格な業者を擁護し続け、形式的な書面作成・郵送業務（高額な切手の貼付を含む）を繰り返すことで、公金の無駄な支出および人件費の浪費を招いている上、住民の行政に対する不信感を増大させ、水道行政全体の信頼性を著しく毀損している。これは、大阪市に生じている損害である。

よって、大阪市に対し、住民との誠実な対話を行わせること、メール等の手段を活用した迅速かつ住民の精神的負担に配慮した連絡体制へと是正させること、当該委託業者に対する検針業務委託契約の解除に向けた具体的な手続きを開始させることを求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大阪市水道局が、その業務委託先事業者において、労務管理能力やコンプライアンス体制に重大な欠如が認められるにもかかわらず、公金により同委託先事業者に公務を委託し続けること、は著しく不当であるなどとして、同委託事業者を擁護するための市民に対する形式的な書面の作成・郵送に係る費用の支出等が、違法又は不当である旨を主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人からは、大阪市水道局とその業務委託先事業者間の契約関係を維持することが、どのような基準に照らして著しく不当といえるのかについて、具体的に提示されていない。

また、当該業務委託先事業者との契約関係を維持することが、どのような基準に照らし、大阪市水道局による文書作成・郵送に係る費用等の支出が違法又は不当であることにつながるのかについても、具体的に提示されていない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。